

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2024年9月11日

【発行者名】 レオス・キャピタルワークス株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤野 英人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 谷岡 恵子

【電話番号】 03-6266-0124

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ひふみクロスオーバーpro

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間：3,000億円を上限とします。
継続申込期間：5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年8月9日をもって提出した有価証券届出書の第二部「ファンド情報」に参考として掲載しておりますひふみクロスオーバーマザーファンドの概要を訂正するため、また、同有価証券届出書の添付書類のひふみクロスオーバーマザーファンドの投資信託約款の差替えのため、本訂正届出書を提出します。

ひふみクロスオーバーpro（以下、当ファンドといいます。）は、ひふみ投信マザーファンドおよびひふみクロスオーバーマザーファンドの受益証券を通じて、国内外の上場株式および未上場株式に投資を行いません。当ファンドにおいては、信用リスク集中を回避するための投資制限を設け、突発的、不連続な損失の発生防止を図っております。一方、ひふみクロスオーバーマザーファンドにおいては、その主要投資対象である未上場株式および未登録株式の特性に鑑み、過剰な投資制限を避けるため信用リスク集中回避のための投資制限を設けない予定でしたが、誤って制限を記載していたため、これを修正するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

(2)【投資対象】

(参考)

<訂正前>

(略)

・ひふみクロスオーバーマザーファンドの概要

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託会社の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）、ならびに投資事業有限責任組合契約に基づく権利を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

運用にあたっては、国内外の長期的な経済循環を勘案して、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資をします。

投資事業有限責任組合契約に基づく権利への投資を通じて、実質的に国内外の未上場株式および未登録株式に投資を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資事業有限責任組合契約に基づく権利への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。

スワップ取引は、約款第19条の範囲で行ないます。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第20条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(以下略)

<訂正後>

(略)

・ひふみクロスオーバーマザーファンドの概要

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託会社の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）、ならびに投資事業有限責任組合契約に基づく権利を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

運用にあたっては、国内外の長期的な経済循環を勘案して、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資をします。

投資事業有限責任組合契約に基づく権利への投資を通じて、実質的に国内外の未上場株式および未登録株式に投資を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が一時的にできない場合があります。

(3) 投資制限

株式（新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資事業有限責任組合契約に基づく権利への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。

スワップ取引は、約款第19条の範囲で行ないます。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行ないます。

（以下略）

添付文書 投資信託約款

添付文書のうち、親投資信託ひふみクロスオーバーマザーファンドの投資信託約款を差替えます。変更箇所は以下の通りです。

ひふみクロスオーバーマザーファンド 投資信託約款の変更の内容

下線部は変更部分を示します。

変更後	変更前
運用の基本方針	運用の基本方針
2. 運用方法	2. 運用方法
(3) 投資制限	(3) 投資制限
(略)	(略)
(削除)	<u>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u>